

株主の皆様へ

第17期定時株主総会招集ご通知に際しての
電子提供措置事項

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

書面交付請求いただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した本書面をあわせてお送りいたします。なお、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いており、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております。

- ① 連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表
 - ② 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
- 従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

当社ウェブサイト

<https://www.broadleaf.co.jp/ir/stock/meeting/>

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

株式会社ブロードリーフ

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

I. 当社及び当社の子会社（企業集団）の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、緩やかな回復が続きました。一方で、物価高の継続に加え、金利上昇や円安進行が景気を下押しするリスクとなっており、依然として先行きは不透明な状況にあります。

当社グループが属する国内の情報サービス産業では、企業によるIT投資が引き続き活発に行われています。具体的には、クラウドシフトをはじめとするサステナビリティ経営の実現に向けたITインフラの整備、エンドユーザーとの接点強化を目的とした生成AIの導入や、デジタルデータを活用した新たなサービスの創出など、様々な取り組みが進められています。

このような環境のもと、当社グループは、お客様のイノベーション実現とビジネス変革の支援を目的に、中期経営計画（2022-2028）に掲げる2つの成長戦略「クラウドの浸透」及び「サービスの拡張」を推進しています。具体的には、パッケージソフトをご利用中のお客様に対し、クラウドソフト『cシリーズ』への切り替えを計画的に行うとともに、新たなお客様の獲得にも注力しています。また、クラウドソフトのメニュー拡充に加え、当社グループが保有するデジタルデータやAI技術を活用した新たなプラットフォーム型サービスの研究開発も進めています。

これらの取り組みにより、クラウドソフトご利用のお客様数が増加したことに伴い、当連結会計年度のクラウドサービス売上は前連結会計年度比44.1%の増加となりました。一方、パッケージソフトをご利用のお客様によるクラウドソフトへの切り替えが順調に進んでいることから、パッケージシステム売上は同23.5%の減少となりました。また、新しいOSへの対応やセキュリティ強化を目的としたPCの買い替え需要が堅調だったことにより、その他売上は同37.7%の増加となりました。なお、お客様によるクラウドソフトへの切り替えは、クラウドサービス売上とパッケージシステム売上の構成比を変化させますが、全体売上にとって増加要因となります。この増収要因は、クラウドソフトへの計画的な切り替えが完了する2028年まで継続する見込みです。

コスト面においては、クラウドソフトの対象業種拡大や機能追加に伴う減価償却費が増加したほか、サービス品質のさらなる向上に向けたITインフラ強化費用が増加しました。一方で、生成AIを活用した営業活動や開発・管理業務の効率化を継続し、コストの最適化を積極的に推進しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は208億15百万円（前連結会計年度比15.4%増）、営業利益は20億63百万円（同206.0%増）、税引前利益は18億54百万円（同240.3%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は12億40百万円（同261.3%増）となりました。

当社グループはITサービス事業の単一セグメントですが、サービス区分別の売上内訳は以下のとおりとなります。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	前連結会計年度比(増減率)
クラウドサービス	8,210	11,832	44.1%
パッケージシステム	7,450	5,699	△23.5%
そ の 他	2,386	3,285	37.7%
合 計	18,045	20,815	15.4%

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

クラウドサービス

クラウドソフト『.cシリーズ』をはじめとするサブスクリプション型ソフトの利用料や、自動車補修部品の受発注プラットフォームに係る手数料により構成されています。

パッケージシステム

携帯ショップ、旅行業、バス運行業、機械工具商社、製造業に対応したパッケージソフトの販売代金（リース販売又は一括販売）や、パッケージソフトの利用に際して必要な各種サービス料により構成されています。

その他

PC等のハードウェア類やサプライの販売代金により構成されています。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は52億21百万円であり、その主なものはクラウドサービスのソフトウェア開発等によるものであります。

3. 資金調達の状況

当社は取引金融機関と総額33億円のコミットメントライン契約及び総額20億円のコミット型タームローン契約を締結しており、効率的で安定した事業資金の調達を行っております。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当社は、2025年1月22日開催の取締役会決議に基づき、2025年4月1日付で当社を存続会社、当社の連結子会社である株式会社SpiralMind及び株式会社産業革新研究所を消滅会社とする吸収合併を行いました。

7. 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

- (1) 当社は、2025年1月24日付で、当社の連結子会社であるSALES GO株式会社の株式800株を、第三者割当増資の方法により追加取得いたしました。
- (2) 当社は、2025年5月30日付で、当社の連結子会社であるSALES GO株式会社の株式1,800株を、第三者割当増資の方法により追加取得いたしました。
- (3) 当社の連結子会社であるSALES GO株式会社は、2025年7月18日付で、株式会社キャリママと株式譲渡契約を締結し、同社を完全子会社化いたしました。なお、同日付で600株を第三者割当増資の方法により追加取得しております。

8. 対処すべき課題

100年に一度と言われる変革期に直面しているモビリティ産業では、AIや車載ソフトウェアを活用した先進運転支援システムや自動運転等の技術の進展、電動車両の普及が加速する中で、カーオーナーのニーズやライフスタイルも多様化しており、それに対応するために新たなサービスやソリューションが求められています。

これらの動きに迅速かつ柔軟に対応するため、当社グループは、Broadleaf Cloud Platformの拡大を推進し、お客様のデジタル化の支援とトータルマネジメントシステムの提供を通じて、経営・業務改革の支援を強化してまいります。同時に、カーオーナーを取り巻く環境の変化やニーズの多様化にも柔軟に対応し、カーオーナーに向けた新たなサービス展開を検討しております。これらの活動を通じて、事業領域の拡大と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

さらに当社グループは、SDGs（持続可能な開発目標）に代表される環境・社会課題を解決し、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを強化してまいります。

そのうえで当社グループが認識する主な対処すべき課題は以下のとおりです。

(1) クラウド化の促進とBroadleaf Cloud Platform上で稼働するサービスの拡充

当社グループは、業界で高いシェアを有する業務アプリケーションをクラウドサービスへ切り替えることで、変革期を迎えているモビリティ産業に対して、より迅速かつ柔軟に必要な機能を提供し、カスタマーサクセスを追求しております。また、当社グループが開発したクラウドソフトに加え、業種・業界を超えた様々なパートナー企業と連携し、Broadleaf Cloud Platform上に多様なサービスを提供してまいります。2025年12月には、自動車ガラス商向けクラウドサービス『Glass.c』において、仕入・支払管理機能を実装した最上位プラン（トータルパック）の提供を開始し、自動車ガラス商のお客様の経営をトータルで支援する体制を整えました。

昨今のモビリティ産業においては、適切な修理や取引が行われたことを客観的に証明する事後検証性の重要性が急速に高まっております。こうした社会的要請に応えるべく、業務プロセスを記録・可視化する『証跡管理サービス』を自動車整備業向けクラウドサービス『Maintenance.c』及び钣金業向けクラウドサービス『Repair.c』のオプションとして提供を開始いたしました。これにより、従来は現場スタッフ個人の経験に依存していた記録・判断業務が標準化され、企業における業務の透明性と利便性が向上し、コンプライアンス強化と業務効率化の両立が可能となります。

今後も当社グループは、クラウドソフトとBroadleaf Cloud Platform上の多様なサービスを組み合わせることにより、従来の業務アプリケーションによる業務効率化の支援から、トータルマネジメントシステムによる経営・業務改革の支援へと転換してまいります。さらに、当社グループの強みである機密性の高い独自データとAIを駆使して、お客様の潜在的な課題解決と業界全体の変革に貢献できるよう、そのサービス範囲と提供価値を大きく拡張してまいります。

(2) eコマースを用いた自動車部品受発注ビジネスの浸透と展開

当社グループは、強みである自動車アフターマーケットの顧客基盤とデータベースを活用することで、自動車補修部品の電子受発注サービスを提供しております。

自動車補修部品の売り手である部品商と、買い手である整備事業者の双方が利用可能なクラウドサービスを提供しており、売り手と買い手の双方がクラウドサービスをご利用いただくことで、従来に比べて、プラットフォーム上でのデータ連携がシームレスになり、電子受発注の利便性と精度が飛躍的に向上しております。この強固な基盤を活かし、受発注サービスの利用促進とさらなる拡大を推進してまいります。

本サービスが普及することで、業界全体の課題である受発注業務や物流における非効率を解消し、お客様の生産性向上に寄与いたします。あわせてペーパーレス化の推進や自動車リサイクル部品の流通促進による資源循環型社会の実現等、事業活動を通じたサステナビリティ課題の解決にも寄与してまいります。

(3) データを活用したサービスの創出

当社グループは、自動車関連の膨大なデータを活用し、カーオーナー向けサービス等の新たな事業の立ち上げを行ってまいります。

AIの活用が加速度的に進むと見込まれる中で、独自かつ機密性の高いデータの重要性が一層高まっていきます。当社グループは過去40年分の、車両や部品、修理や点検等に関する膨大かつ機密性の高い独自データを保有しております。これは国内の車両整備データの約4分の1に該当し、当社グループにしかない強みとなります。このデータとAIに代表される最新のテクノロジーを掛け合わせることで、他社の追随を許さない唯一無二のサービスを展開してまいります。

9. 財産及び損益の状況の推移

(1) 当社グループの財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第14期 (2022年度)	第15期 (2023年度)	第16期 (2024年度)	第17期 (2025年度)
売 上 収 益	13,833	15,385	18,045	20,815
営業利益又は営業損失(△)	△2,897	△1,902	674	2,063
親会社の所有者に帰属する当期利益 又は親会社の所有者に帰属する当期損失(△)	△2,431	△1,487	343	1,240
基本的1株当たり当期利益 又は基本的1株当たり当期損失(△)(円)	△27.54	△16.76	3.85	13.79
資 産 合 計	33,535	36,750	39,895	41,425
資 本 合 計	23,662	22,487	23,143	24,293
1株当たり親会社所有者帰属持分(円)	267.36	253.08	259.39	269.40

- (注) 1. 基本的1株当たり当期利益又は基本的1株当たり当期損失は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、
1株当たり親会社所有者帰属持分は自己株式を控除した各連結会計年度末日の発行済株式の総数により算定しております。
2. 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第14期 (2022年度)	第15期 (2023年度)	第16期 (2024年度)	第17期 (2025年度)
売 上 高	12,312	13,737	16,077	18,539
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△2,173	△1,506	702	2,142
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△2,815	△1,873	146	626
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△31.89	△21.13	1.65	6.97
総 資 産	25,947	27,662	30,267	30,891
純 資 産	16,825	15,019	15,177	15,656
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	190.36	169.13	170.13	173.78

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、
1株当たり純資産は自己株式を控除した各事業年度末日の発行済株式の総数により算定しております。
2. 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

10. 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

当社グループは、主にモビリティ産業を中心に、クラウドサービス及びパッケージシステムの提供を行っております。Broadleaf Cloud Platform上の多様なサービスを組み合わせることでお客様の業務を総合的にサポートするトータルマネジメントシステムを提供し、お客様の経営・業務改革の支援を実現しております。

当社グループは、ITサービス事業の単一セグメントであります。関連情報として売上収益をクラウドサービス、パッケージシステム及びその他の3区分で公表しております。

クラウドサービスには、ソフトウェアサービスとマーケットプレイスの売上収益が含まれております。ソフトウェアサービスには、ソフトウェアの月額課金又は従量課金形式での売上収益が含まれており、マーケットプレイスには、自動車補修部品の受発注プラットフォームの売上収益が含まれております。従来から提供しているプラットフォームを活用したサービスに加え、今後新たにBroadleaf Cloud Platform上で展開する新サービスは、クラウドサービスに分類していきます。

パッケージシステムには、ソフトウェア販売と運用・サポートの売上収益が含まれております。ソフトウェア販売には、月額課金以外の課金方式での業務アプリケーションの売上収益が含まれており、運用・サポートには、ソフトウェア販売に付帯する保守・サポートサービスが含まれています。

その他には、PCやモニター等の周辺機器、専用帳票やトナー等のサプライ品の売上収益が含まれています。

モビリティ産業に従事している事業者に加え、機械工具取扱事業者、旅行取扱事業者、携帯電話販売代理事業者等に対して、業務効率化及び経営・業務改革を支援しております。また、整備工場や製造工場における改善活動を支援する作業分析・業務最適化ソフトウェアを提供しております。当該ソフトウェアは、作業現場における人・モノ・機械の動きを動画分析・時間分析することにより、ムリ・ムダ・ムラを可視化し、作業時間の短縮・省力化・コスト削減を実現する現場改善機能を具備しております。さらに、AIの実装により、分析作業の自動化及び大幅な時間短縮を実現するとともに、熟練者と現場作業者の動きを比較・評価する機能を通じて、技術習得のスピードアップや作業品質の平準化を強力にサポートしております。

当社のソフトウェアをご利用いただいているお客様に対しては、ソフトウェアやハードウェアの保守サービスの提供及びサプライ品の販売を行っています。365日稼働のコールセンターや全国の拠点に専門スタッフを配置し、ネットワーク、ハードウェア及びサーバー等のトラブル時に迅速に対応するサポート体制を構築しております。また、これらの保守サービスに加え、ネットワーク経由でソフトウェアやデータを最新化するサービスを提供しております。

区 分	サ ー ビ ス 内 容
クラウドサービス	<p>【ソフトウェアサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウドソフトウェアサービス『.cシリーズ』の提供 ・『.NSシリーズ』の月額提供 ・電子帳簿保存法対応システム『電帳.DX』の提供 ・タブレット型業務端末『CarpodTab』の提供 ・ソフトウェアサービスに関わるサポート、及びお客様業務のデジタル化を支援するその他サービスの提供 ・業務プロセスを証跡化する『証跡管理サービス』の提供 <p>【マーケットプレイス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープン型EC・EDI『クラウド版受発注プラットフォーム』の提供 ・自動車リサイクル部品の取引ネットワーク『パーツステーションNET』における決済代行サービスの提供 ・自動車部品の電子受発注システム『BLパーツオーダーシステム』の提供
パッケージシステム	<p>【ソフトウェア販売】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『.NSシリーズ』に代表されるパッケージシステムの販売 ・作業分析 / 業務最適化ソフトウェア『OTRS』の販売 <p>【運用・サポート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッケージシステム『.NSシリーズ』に付帯する保守・サポートサービス等の提供
そ の 他	<p>【ハードウェア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PC、モニター、プリンター等の周辺機器の販売 <p>【サプライ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用帳票やトナー等のサプライ品の販売

11. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 タ ジ マ	50百万円	100.0%	システム販売 システムサポート
S A L E S G O 株 式 会 社	393百万円	93.3%	システム開発・販売 営業支援コンサルティング
株 式 会 社 キ ャ リ マ マ	20百万円	93.3%	営業・事務・受電代行
Broadleaf I.T. Solutions Inc.	75百万フィリピンペソ	100.0%	システム販売 システムサポート

- (注) 1. 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社の連結子会社である北京盛源博楽信息科技有限公司は、2024年5月22日付で解散及び清算することを決議し、2025年1月6日付で清算終了したため重要な子会社から除外いたしました。
3. 当社の連結子会社である博楽得信息科技有限公司（合肥）有限公司は、2024年5月22日付で解散及び清算することを決議し、2025年2月17日付で清算終了したため重要な子会社から除外いたしました。
4. 2024年12月18日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるBroadleaf I.T. Solutions Inc.は清算することを決議しており、現在同社は清算手続き中であります。
5. 当社は、2025年1月22日開催の取締役会決議に基づき、2025年4月1日付で当社を存続会社、当社の連結子会社である株式会社SpiralMind及び株式会社産業革新研究所を消滅会社とする吸収合併を行いました。
6. 当社の連結子会社であるSALES GO株式会社は、2025年7月18日付で株式会社キャリママと株式譲渡契約を締結し、同社を完全子会社化いたしました。

12. 主要な事業所 (2025年12月31日現在)

会 社 名	主要な事業所	所 在 地
株 式 会 社 ブ ロ ー ド リ ー フ	本 社	東京都品川区
	営 業 拠 点	札幌事業所 (北海道札幌市) 仙台事業所 (宮城県仙台市) 名古屋事業所 (愛知県名古屋市) 大阪事業所 (大阪府大阪市) 広島事業所 (広島県広島市) 福岡事業所 (福岡県福岡市)
	開 発 拠 点	札幌事業所 (北海道札幌市) 福岡事業所 (福岡県福岡市)
株 式 会 社 タ ジ マ	本 社	東京都品川区
S A L E S G O 株 式 会 社	本 社	東京都中央区
株 式 会 社 キ ャ リ マ マ	本 社	東京都台東区
Broadleaf I.T. Solutions Inc.	本 社	フィリピン共和国マカティ市

(注) SALES GO株式会社は、2025年4月1日付で本社を東京都品川区から移転いたしました。

13. 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

(1) 当社グループの使用人の状況

使用人人数	前連結会計年度対比
924名	4名増

- (注) 1. 上記のほか、94名をパートタイム労働者として臨時雇用しております。
2. 当社グループはITサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
3. 上記には、2025年7月18日付で当社の連結子会社となった株式会社キャリアママの使用人人数が含まれております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人人数	前事業年度対比	平均年齢	平均勤続年数
723名	23名減	46.6歳	13.4年

- (注) 1. 上記のほか、18名をパートタイム労働者として臨時雇用しております。
2. 平均勤続年数は、2010年1月1日に当社が吸収合併した消滅会社旧株式会社ブロードリーフにおける勤続年数を通算しております。

14. 主要な借入先 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	2,640
株式会社横浜銀行	716
株式会社みずほ銀行	249
株式会社りそな銀行	131

- (注) 1. 企業集団の主要な借入先として当社の借入先の状況を記載しております。
2. 当社は効率的で安定した事業資金の調達を行うため、取引金融機関と総額33億円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約に基づく当事業年度末の借入実行残高はありません。また、当事業年度に総額20億円のコミット型タームローンを締結しており、当該契約に基づく当事業年度末の借入実行残高は10億円となっております。
3. 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

II. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2025年12月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 320,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 97,896,800株 |
| (3) 株主数 | 10,168名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口) 年 金 他	21,375,900株	23.28%
株 式 会 社 エ ス ア イ エ ル	6,895,800株	7.51%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口) 年 金 他	5,825,300株	6.34%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	4,578,671株	4.99%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口) 投 資 信 託	3,873,300株	4.22%
T V C M A T S U F U N D	3,472,700株	3.78%
エヌオーアイ投資事業有限責任組合	2,617,300株	2.85%
P E R S H I N G - D I V . O F D L J S E C S . C O R P .	2,560,000株	2.79%
T H E B A N K O F N E W Y O R K 1 3 3 6 1 2	2,056,200株	2.24%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口) 投 資 信 託	1,881,700株	2.05%

- (注) 1. 当社は自己株式を6,073,690株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式6,073,690株を控除し、株式給付信託（BBT）が所有する当社株式1,057,800株及び株式給付信託（J-ESOP）が所有する当社株式673,301株を含めて算定しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行（信託口）は、株主名簿上は単一名義で記載されておりますが、実質的な信託区分（年金他、投資信託）に基づき、区分して記載しております。
4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）は、株主名簿上は単一名義で記載されておりますが、実質的な信託区分（年金他、投資信託）に基づき、区分して記載しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付されたものの人数
取締役（社外取締役を除く）	普通株式 69,865株	2名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告16頁及び17頁「Ⅳ. 2. 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大 山 堅 司	
取締役副社長	山 中 健 一	
社外取締役	鬼 澤 盛 夫	
社外取締役	高 田 坦 史	一般社団法人日本中小企業経営支援専門家協会 代表理事
社外取締役	山 口 畝 誉	U・アカデミー 代表
常勤監査役	平 澤 謙 二	
社外監査役	西 本 強	日比谷パーク法律事務所 パートナー
社外監査役	永 井 美 保 子	E d g e B r i d g e 合同会社 代表社員

- (注) 1. 取締役のうち鬼澤盛夫氏、高田坦史氏及び山口畝誉氏は社外取締役であります。
2. 監査役のうち西本強氏及び永井美保子氏は社外監査役であります。
3. 永井美保子氏は米国公認会計士資格の保有者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は取締役鬼澤盛夫氏、高田坦史氏及び山口畝誉氏並びに監査役西本強氏及び永井美保子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。なお、高田坦史氏を除く社外役員に係る重要な各兼職先と当社との間に、開示すべき特別な関係はありません。
5. 当社は高田坦史氏が代表理事を務める一般社団法人との間で、当社商品の販売代理店契約を締結しております。ただし、その取引額は当社売上高の0.1%未満であり、僅少であります。

2. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬 (役員賞与)	非金銭報酬等 (譲渡制限付 株式報酬)	業績連動報酬 (株式給付 信託型報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	293 (20)	129 (20)	71 (-)	43 (-)	51 (-)	5 (3)
監査役 (うち社外監査役)	26 (13)	26 (13)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)

(注) 1. 当社は、取締役(社外取締役を除く)に対して支給する業績連動報酬として、役員賞与及び株式給付信託型報酬を導入しており、業績指標に連動した定量評価及び定性評価に基づき、総合的な評価を勘案のうえ評価報酬委員会においてその支給の額又は数を決定しております。主要な業績指標は連結売上収益及び連結営業利益であり、その実績は以下に記載のとおりであります。当該業績指標は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高め、又は中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるために選定した指標であります。なお、株式給付信託型報酬は、当該指標の達成状況に応じて業績連動係数を評価報酬委員会が決定し、役位、業績達成度等に応じて当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の株式ポイントが給付されます。

業績指標	予想値	実績値
連結売上収益	201億円	208億15百万円
連結営業利益	15億円	20億63百万円

2. 当社は、取締役(社外取締役を除く)に対して支給する非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬及び株式給付信託型報酬を導入しております。株式給付信託型報酬は、業績連動報酬として記載しております。
3. 取締役の報酬限度額は2020年3月24日開催の第11期定時株主総会において、年額4億円以内(うち社外取締役分は年額1億円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち、社外取締役4名)です。
4. 取締役(社外取締役を除く)及び執行役員を対象に上記報酬限度額とは別に、2016年3月30日開催の第7期定時株主総会において、年額73百万円を上限とする業績連動型株式報酬制度「株式給付信託型報酬」の導入を決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、2名(社外取締役を除く)です。
5. 取締役(社外取締役を除く)及び執行役員を対象に上記報酬限度額とは別に、2019年3月28日開催の第10期定時株主総会において、年額56百万円を上限とする譲渡制限付株式報酬制度導入の決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、2名(社外取締役を除く)です。
6. 監査役の報酬限度額は2013年3月29日開催の第4期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
7. 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(2) 取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

<決定方針の決定方法>

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

<決定方針の内容の概要>

当社の取締役の報酬制度は、「基本報酬」、「役員賞与」、「譲渡制限付株式報酬」及び「株式給付信託型報酬」で構成しております。取締役（社外取締役を除く）の報酬は、株主総会決議により定めた各報酬の限度額の範囲内で、取締役会決議により一任された評価報酬委員会の決定に基づき支給することとしております。評価報酬委員会に委任する理由は、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外取締役で構成している同委員会に委任することにより、報酬等に関する手続きの客観性をより一層高めるためであります。評価報酬委員会の体制は以下のとおりです。

委員長：鬼澤 盛夫氏（社外取締役）

委員：高田 坦史氏（社外取締役）、大山 堅司氏（代表取締役社長）

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、役位に応じた責任範囲及び業績のほか、各取締役の業績評価・貢献度を総合的に勘案しております。社外取締役の報酬は、基本報酬のみを支給することとしております。

また、監査役の報酬については、業務執行から独立した立場であることから、業績を勘案する報酬体系は相応しくないため、基本報酬のみを支給することとしております。

<取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由>

取締役会は、取締役会で決議された決定方針に従って、評価報酬委員会が個人別の評価及び報酬を決定していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 取締役会の決議による報酬等の決定の委任に関する事項

当社は、取締役会の決議により取締役の報酬の個別の配分に関する決定を、過半数が社外取締役により構成される評価報酬委員会へ委任しております。

3. 社外取締役及び社外監査役の主な活動状況

(1) 社外取締役

氏名	出席状況		発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
	取締役会		
鬼澤盛夫	16回/16回 (100%)		クラウド型事業モデルへの転換を実現したグローバル企業での豊富な経営経験、及び当社事業に関連する業界やビジネスモデルへの深い見識に基づき、当社の経営上有用な発言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、長い期間社外取締役として在任し、当社の企業理念や事業戦略を深く理解したうえで、客観的・中立的立場から独立性の高い発言を行っており、当社取締役会の監督機能と意思決定の質の向上に大きく貢献しています。
高田坦史	16回/16回 (100%)		当社事業に関連する業界についての専門的知識や豊富な経験、及び営業・マーケティング、新規事業戦略における専門的知識や豊富な経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で取締役会の監督機能を担っております。
山口畝誉	16回/16回 (100%)		グローバルな経営視点、及びマーケティング、新規事業開発に関する専門的知識や豊富な経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で取締役会の監督機能を担っております。

(2) 社外監査役

氏名	出席状況		発言状況
	取締役会	監査役会	
西本強	16回/16回 (100%)	12回/12回 (100%)	企業法務の専門家として専門的知識や豊富な経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から、取締役会及び監査役会の妥当性、適正性を確保するための発言を行いました。
永井美保子	16回/16回 (100%)	12回/12回 (100%)	財務・会計及びコーポレートコミュニケーションの分野における専門的知識や豊富な経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から、取締役会及び監査役会の妥当性、適正性を確保するための発言を行いました。

4. 役員との責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び全ての子会社の役員、執行役員、管理・監督の立場にある従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関して、損害賠償請求を受けることによって生じる損害が填補されることとなります。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 報酬等の額

	金額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	70
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	70

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の海外子会社1社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

3. 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

3. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役会、社内監査部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適格性、独立性を害する等の事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、監査役会は、その会計監査人の解任又は不再任及び新たな会計監査人の選任に係る議案の内容を決定いたします。

VI. 企業集団の業務の適正を確保するための体制

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の取締役会は、法令・定款・取締役会規程等に基づき経営に関する重要事項を決定するとともに、当社グループの取締役の職務執行を監督いたします。
- (2) 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役監査基準等に基づき当社グループの取締役の職務執行を監督いたします。
- (3) 当社グループの役職員が法令・定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するため、倫理・コンプライアンス管理規程を制定いたします。
また、当社グループの役職員に対し、遵守すべき社会規範、各種法令、当社就業規則並びにその他の諸規程の遵守について周知徹底いたします。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき保存及び管理を行います。

また、当社は関係会社管理規程及び当該規程に基づく関係会社管理要領において報告事項を定め、必要に応じて当社の子会社に当社の取締役会で報告を求めます。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理体制を構築するための危機管理に関連して、当社グループ全てに適用するリスクマネジメント規程及び危機管理規程を定め、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、平常時からリスクの低減又は危機の未然防止に努めるとともに、重大な危機が発生した場合の即応体制を整備・維持いたします。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて適宜、臨時取締役会を開催し、重要事項に関し、取締役の職務の執行を適正かつ効率的に行います。

また、取締役会にて定められた経営方針に基づき、執行役員を含め具体的な施策の実施を図ります。

なお、当社の子会社においても定期的に定例取締役会を開催し、重要事項に関し、取締役の職務の執行を適正かつ効率的に行います。

5. 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社グループ全てに適用する行動方針として、企業理念・経営方針・行動基準、サステナビリティ方針及び倫理・コンプライアンス管理規程を示し、これを基礎として、当社グループ各社で諸規程を定めることといたします。

なお、当社グループの経営については、当社から取締役及び監査役を派遣し、当社の子会社の経営執行をモニタリングの上、子会社の業務の適正を確保いたします。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて当社の使用人から監査役の指揮命令に従うスタッフを置くこととし、当該人事に関して監査役会の同意のもとに、取締役との意見交換を行い慎重に検討いたします。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。

また、監査役と代表取締役、会計監査人及び内部監査部門等との定期的な意見交換会を行います。

8. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を公益通報者保護規程に定め、当社グループの取締役、執行役員及び使用人に周知徹底いたします。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について必要と認められる費用について予算化し、その前払い等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかに当該請求に応じます。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除のため、倫理・コンプライアンス管理規程の定めにおいて、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的勢力とは関係を有しないことを基本方針といたします。

また、反社会的勢力の定義及び取引先管理マニュアル等に照らし合わせ、新規取引先が反社会的勢力でないことを確認するとともに、当社役職員及び既存取引先が反社会的勢力でないことを定期的に確認し、反社会的勢力の排除策を講じております。

さらに、当社は公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会し、外部情報の収集や外部団体との連携を強化しております。

Ⅶ. 企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、前記の内部統制システムの基本方針（企業集団の業務の適正を確保するための体制）の適切な運用に努めております。当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役会を16回開催し、法令等に定められた事項や経営方針、事業計画及び予算策定等の経営に関する重要事項を決定しております。また、取締役会に加えて、取締役会議案に関する事前説明の機会を設けるほか、社外取締役及び社外監査役を交えた意見交換会も開催しており、取締役間の意思疎通を図りながら業務執行を監督いたしました。
2. 監査役会を12回開催し、監査方針や監査計画を協議・決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。また、常勤監査役は経営会議やリスク・コンプライアンス委員会等の重要会議にも出席し、発言・調査する等監査の充実を図っております。なお、当社では監査役の職務を円滑に遂行するため、監査役の指揮命令に従う監査役補佐人を1名選任するほか、監査役の職務の執行に必要なと認められる費用を予算化しております。
3. リスクマネジメント規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置しており、子会社の同委員会と連携しつつ、重点的に対処すべきリスクへの当社各部門、子会社の対応状況を把握して定期的にモニタリングを行う等リスクマネジメントを行うとともに、コンプライアンス推進を図っております。なお、リスク・コンプライアンス委員会は、当連結会計年度において12回開催し、その活動概況を四半期毎に取締役会へ報告しております。
4. 当社は、当社グループが事業活動を行うにあたり、大規模災害等の事業中断をもたらす事象が発生することに備え、各組織・役員・従業員が遵守すべき事項を事業継続基本方針として定めております。また、当該基本方針に準じて組織毎に事業継続計画の策定を行うほか、教育や訓練等を推進することで事業継続リスクを低減させるための体制強化を図っております。

5. 倫理・コンプライアンス管理規程に基づき、当社グループの役職員のコンプライアンスに対する意識を高めるため、研修及び定期的実施するeラーニング等によるコンプライアンス教育を実施しております。また、国内子会社を含むグループ全体を対象としたリスク・コンプライアンス教育の一環として定期的にテストを実施する等、グループ全体のコンプライアンス強化に取り組んでおります。
6. 公益通報者保護規程に基づき、当社グループの役職員がコンプライアンスの違反を発見又は予見した場合に通報する、業務上の指揮命令系統から独立した社内窓口又は外部窓口を設置しており、通報制度の透明性・実効性の向上に努めております。なお、通報の概要や件数については、四半期毎に取締役会へ報告しております。
7. 個人情報保護方針及び個人情報保護基本規程に基づき、個人情報保護委員会を5回開催し、当社グループにおける業務上の個人情報の取扱いについて監督を行っております。また、当社グループの役職員の個人情報保護に対する意識を高めるため、研修及びeラーニング等による教育を実施しております。
8. 当社の子会社においては、グループ共通の企業理念・経営方針・行動基準及びサステナビリティ方針の周知徹底を図っております。また、各子会社は属する国の法令の定めに従って定期的に取り締り役会を開催するほか、関係会社管理規程に基づき、特に重要な意思決定事項は当社取締役会へ上程しております。なお、当社管理部門、内部監査部門及び監査役により、統制状況を確認するとともに取締役会へ当社子会社の業務執行状況を報告しております。

Ⅷ. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様に対する利益還元を経営上の重要課題として位置づけております。企業価値向上のための事業展開や財務健全性の維持に必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた利益配分をおこなうことを基本方針とし、連結配当性向35%以上を目処としております。

また、当社は株主様への利益還元機会の充実を図るため、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を実施することを基本方針としております。これらの配当決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は定時株主総会としております。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び現金同等物	4,121,331	営業債務及びその他の債務	2,707,875
営業債権及びその他の債権	3,707,689	契 約 負 債	8,389,084
棚 卸 資 産	325,793	短 期 有 利 子 負 債	3,073,687
その他の金融資産	3,000	未 払 法 人 所 得 税	247,327
その他の流動資産	306,285	そ の 他 の 流 動 負 債	926,176
流 動 資 産 合 計	8,464,097	流 動 負 債 合 計	15,344,149
非 流 動 資 産		非 流 動 負 債	
有形固定資産	914,485	長 期 有 利 子 負 債	1,383,871
の れ ん	11,167,691	退 職 給 付 に 係 る 負 債	231,517
無 形 資 産	18,561,141	引 当 金	137,090
持分法で会計処理されている投資	0	そ の 他 の 非 流 動 負 債	35,116
その他の金融資産	901,490	非 流 動 負 債 合 計	1,787,593
その他の非流動資産	141,129	負 債 合 計	17,131,742
繰 延 税 金 資 産	1,274,548	資 本	
非 流 動 資 産 合 計	32,960,485	親会社の所有者に帰属する持分	
資 産 合 計	41,424,583	資 本 金	7,147,905
		資 本 剰 余 金	7,615,311
		自 己 株 式	△2,687,824
		利 益 剰 余 金	11,297,136
		そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	898,625
		親会社の所有者に帰属する持分合計	24,271,153
		非 支 配 持 分	21,688
		資 本 合 計	24,292,841
		負 債 及 び 資 本 合 計	41,424,583

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(2025年 1月 1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 収 益	20,815,301
売 上 原 価	△7,295,699
売 上 総 利 益	13,519,602
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△11,405,537
そ の 他 の 営 業 収 益	38,090
そ の 他 の 営 業 費 用	△89,484
営 業 利 益	2,062,671
金 融 収 益	14,734
金 融 費 用	△128,047
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	△95,076
税 引 前 利 益	1,854,282
法 人 所 得 税 費 用	△638,909
当 期 利 益	1,215,373
当期利益の帰属	
親 会 社 の 所 有 者	1,240,265
非 支 配 持 分	△24,892
当 期 利 益	1,215,373

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産			流 動 負 債		
現金及び預り金		3,526,774	買掛金		326,506
受取掛手形		13,847	1年以内返済予定の長期借入金		2,555,402
仕貯前払費用		1,608,708	リース債務		5,544
前払掛蔵品		266,336	未払費用		1,785,933
前払費用		27,552	未払法人税等		335,202
短期貸付金		10,088	未払消費税等		356,370
短期貸付金		422,694	契約引当金		260,367
短期貸付金		1,801,862	引当金		7,002,792
短期貸付金		30,000	引当金		242,098
短期貸付金		25,573	引当金		440,865
短期貸付金		△34,425	引当金		5,375
流動資産合計		7,699,011	流動負債合計		13,324,794
固定資産			固定負債		
有形固定資産			長期借入金		1,182,628
建物		78,129	リース債務		11,139
構築物		273	株式除付引当金		580,951
車両運搬具		314	固定負債合計		135,625
器具及び備品		45,994	負債合計		15,235,138
工具		14,781	純資産の部		
土地		618	株主資本		
有形固定資産合計		140,112	資本金		7,147,905
無形固定資産			資本剰余金		
ソフトウェア		2,674,933	その他の資本剰余金		7,147,905
著作権		17,970,230	利益剰余金		162,587
無形固定資産合計		20,715,164	繰越利益剰余金		3,769,280
投資その他の資産			自己株式		3,769,280
投資関係会社株式		503,679	自主資本合計		△2,683,644
投資関係会社長期貸付金		314,984	評価・換算差額等		15,544,033
長期貸付金		350,000	その他有価証券評価差額金		112,599
長期未収入金		7,967	評価・換算差額等合計		112,599
破産更生債権等		55,799			
長期前払費用		25,525	純資産合計		15,656,632
長期敷金及び保証金		334,051	負債及び純資産合計		30,891,771
繰延税金資産		387,854			
倒引当金		417,356			
倒引当金		21,587			
倒引当金		△81,324			
投資その他の資産合計		2,337,482			
固定資産合計		23,192,759			
資産合計		30,891,771			

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	18,539,650
売上原価	6,537,456
販売費及び一般管理費	12,002,193
営業利益	9,857,246
営業外収益	2,144,946
受取利息	9,372
受取配当金	6,292
受取補償金	1,072
受取事業報酬	39,303
投資事業受託の収益	8,755
その他	19,379
営業外費用	47,508
支払利息	54,650
コミットメント引当金繰入額	2,724
損害補償損失	5,447
支払手数料	23,400
関係会社貸倒引当金繰入額	5,866
投資事業の運用損	32,690
その他	9,517
経常利益	134,296
特別利益	2,142,335
投資有価証券売却益	4,381
抱合せ株式消滅差益	38,669
特別損失	43,051
固定資産除却損	0
投資有価証券評価損	8,261
関係会社株式評価損	740,772
税引前当期純利益	749,033
法人税、住民税及び事業税	1,436,353
法人税等調整額	390,853
当期純利益	419,233
	626,265

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月13日

株式会社ブロードリーフ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 専 行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 松 通 子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ブロードリーフの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ブロードリーフ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年2月13日

株式会社ブロードリーフ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 専 行
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 村 松 通 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブロードリーフの2025年1月1日から2025年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を述べました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、監査上の主要な検討事項の選定プロセスの妥当性を確認し、実施された監査手続について説明を受け、意見交換を行いました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月17日

株式会社ブロードリーフ監査役会

常勤監査役 平澤 謙二 ㊟

社外監査役 西本 強 ㊟

社外監査役 永井 美保子 ㊟